

鹿児島県土地家屋調査士会

「境界問題相談センターかごしま」費用規程

(目的)

第1条 この規程は、「境界問題相談センターかごしま」規則（以下「規則」という。）第48条の規定に基づき、「境界問題相談センターかごしま」（以下「本センター」という。）の利用に関し必要な費用を定めることを目的とする。

(費用の種類)

第2条 本センターの費用は、相談費用、基本資料調査費用、調停申立費用、期日費用、成立費用、調査測量鑑定費用及びその他の費用とする。

(相談費用)

第3条 相談の申出人（以下「申出人」という。）は、相談の申出のときに、本センターに対し、相談費用として20,000円を納付するものとする。

(基本資料調査費用)

第4条 申出人又は調停の申立人（以下「申立人」という。）（以下、これらを「申出人等」という。）は、規則第22条第1項で定める関係資料の調査の承諾をしたときは、本センターに対し、基本資料調査費用として30,000円を納付する。なお、調査に係る収入印紙代等の公租公課は、別途申出人等の負担とし、調査終了後に申出人等に対して請求する。

2 受領した基本資料調査費用は返還しない。

3 基本資料調査の業務内容が複雑な調査を必要とする事件については、申出人等の承諾を得て、基本資料調査費用を追加して徴収することができる。

(調停申立費用)

第5条 申立人は、調停の申立て（以下「申立て」という。）と同時に、本センターに対し、調停申立費用として30,000円を納付するものとする。

2 調停手続の申立ての相手方（以下「相手方」という。）が手続に応諾しなかったとき、又は、手続期日に一度も出席することなく当該手続が終了したときは、前項の費用の半額を返還する。

3 当該申立てが不受理になったときは、第1項の費用の全額を返還する。

(期日費用)

- 第6条 申立人及び相手方（以下「当事者」という。）は、本センターに対し、第2回調停以降の期日費用として、当該期日の開始前に各自10,000円を納付するものとする。
- ただし、第1回調停の期日費用については、第5条第1項の調停申立費用に含む。
- 2 当事者のうち、一方が他方の期日費用を負担する旨を同意し他方がこれに異議を述べない場合には、同意した当事者は、本センターに対し、前項に準じて自らの費用に他方の費用を加えた期日費用を納付するものとする。

(成立費用)

- 第7条 当事者間に和解が成立した場合の成立手数料は、100,000円とし、当事者が折半して負担する。ただし、筆界特定制度による筆界の特定後に申立てがされ、現地に境界標を設置・確認することによって容易に解決することが見込まれる事件で期日が1回で終了した事件については、本センターは、当事者に対し、成立手数料を請求しない。
- 2 当事者は、合意により、成立手数料の負担割合を決定することができる。
- 3 本センターは、当事者が第1項の費用を納付した後に和解契約書を交付する。

(調査測量鑑定費用)

- 第8条 センター長は、規則第22条第2項で定める鑑定等の費用（以下「調査測量鑑定費用」という。）について、事前に積算基準及び概算見積りを当事者に提示し、状況に応じた増減があることも説明し、当該費用に関してあらかじめ承諾を求めものとする。
- 2 当事者が承諾した調査測量鑑定費用の見積額は、当該業務の着手前に予納し、業務終了後に減額あるいは増額になった費用を精算するものとする。
- 3 予納する調査測量鑑定費用の当事者間の負担額は、当事者の同意を得て担当調停員が定めることができる。

(その他の費用)

- 第9条 当事者は、調停の実施に要する担当調停員の出張に伴う旅費、宿泊費その他の費用については、あらかじめ担当調停員が当事者の同意を得て定めた当事者の負担額を、費用の発生時に本センターへ支払うものとする。
- 2 規則第47条第3項の閲覧手数料は一申請1,000円とし、謄写交付手数料は一申請1,000円とし、1枚（A3判まで）につき100円を加算した額とする。

(各費用の支払)

- 第10条 各費用の支払は、原則として現金で支払うものとする。ただし、事前に金融機

関への振込みによって支払うことができる。

- 2 当事者は、各費用を金融機関への振込みによって支払ったときは、当該振込みをしたことを証する書面を本センターに提示するものとする。
- 3 当事者が、金融機関への振込みによって支払ったときは、振込みに要した手数料については本センターの負担とする。
- 4 各費用の返還に要する手数料は、本センターが負担する。

(消費税に相当する額)

第11条 この規程に定める費用及び手数料の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき、本センターの役務に対して課せられる消費税に相当する額は含まないものとし、当事者は、当該額を加算して納付するものとする。

(費用の減免)

第12条 本センターは、担当相談員及び担当調停員の意見を聞いて事案の内容、背景、当事者の事情、手続の経緯及びその他の事情により費用の一部を減免することができる。

(規程に定めのない事項)

第13条 この規程に定めるもののほか、相談又は調停手続に要する費用が発生したときは、当事者の承諾を得て担当調停員等が定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、運営委員会の決議による。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、鹿児島県土地家屋調査士会「境界問題相談センターかごしま」が行う民間紛争解決手続の業務について、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の規定による法務大臣の認証を取得した日から施行する。

- 2 この規程の施行前に受け付けた相談及び受理した調停については、なお従前の例による。

(規程の廃止)

第2条 平成18年5月26日施行の鹿児島県土地家屋調査士会境界問題相談センターかごしま費用規程は、第1条に基づき廃止する。

(平成30年8月20日 運営委員会承認)